に改める。

一次エネルギー消費量等級							
断熱構造とする部分							
開口部	1）部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）部材相互の構成方法及び接合方法 3）その他必要な事項						
設備	1）建具の種類、性能・品質、寸法及び位置 2）付属部材の種類、寸法及び位置 3）その他必要な事項						
	1）設備の種類、性能・品質及び位置 2）その他必要な事項						

」

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第5の1の1―1(3)イ③中「令第39条第1項」の下に「、同条第4項」を加える改正規定　平成二十六年四月一日

二　第5の5の改正規定　平成二十七年四月一日

2　前項第二号の規定にかかわらず、この告示による改正後の評価方法基準第5の5―1の規定は、住宅性能評価については平成二十六年二月二十五日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成二十六年二月二十五日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成二十六年二月二十五日以降に試験が申請される特別評価方法認定から、それぞれ適用することを妨げない。この場合において、平成二十七年三月三十一日までの間は、当該住宅性能評価における「断熱等性能等級」は「省エネルギー対策等級」とみなすことができる。

3　第1項第二号の規定にかかわらず、この告示による改正後の評価方法基準第5の5―2の規定は、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成二十六年十月一日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成二十六年十月一日以降に試験が申請される特別評価方法認定から、それぞれ適用するものとする。

4　この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。ただし、この告示による改正後の第5の3―1(3)ロ①ａ(i)表2の規定の適用を妨げない。

5　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価に係る住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百五十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第四十四条第二項（同条第三項において準用する同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十一条第二項（同条第三項において準用する同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件及び登録試験機関の登録の区分を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件及び登録試験機関の登録の区分を定める件の一部を改正する告示

（登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件の一部改正）

第一条　登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件（平成十七年国土交通省告示第九百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二項第二十号中「省エネルギー対策」を「断熱等性能」に改め、第二十一号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次のように加える。

二十一　一次エネルギー消費量等級

（登録試験機関の登録の区分を定める件の一部改正）

第二条　登録試験機関の登録の区分を定める件（平成十七年国土交通省告示第九百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二項第二十号中「省エネルギー対策」を「断熱等性能」に改め、第二十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次のように加える。

二十一　一次エネルギー消費量等級

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、第一条中「省エネルギー対策」を「断熱等性能」に改める部分及び第二条中「省エネルギー対策」を「断熱等性能」に改める部分については、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成二十六年十月一日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成二十六年十月一日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用することを妨げない。

3　第1項の規定にかかわらず、第一条中第二十一号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に「二十一　一次エネルギー消費量等級」を加える部分及び第二条中第二十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に「二十一　一次エネルギー消費量等級」を加える部分については、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成二十六年十月一日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成二十六年十月一日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用するものとする。

○国土交通省告示第百五十三号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第一条各項及び第五条の規定に基づき、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第3の1(2)②表1(3)「防錆措置」の「最下階（地階を除く。）の柱脚部」の項中「表3における区分3から区分5まで」を「表3における区分3から区分6まで」に、「表3における区分4から区分5まで」を「表3における区分4から区分6まで」に、「表3における区分5」を「表3における区分5又は区分6のいずれか」に、「f、g又はh」を「h、i又はj」に改め、同表1(3)「防錆措置」の「一般部」の項中「表3における区分1から区分5まで」を「表3における区分1から区分6まで」に、「表3における区分3から区分5まで」を「表3における区分3から区分6まで」に、「表3における区分4又は区分5の」を「表3における区分4から区分6までの」に改める。